

（伊東忠次郎君） 六代目の手の舞臺の役弁でよくわかり
手レたか、私が質問中の下きいふは、八才四十七百坪と
いうのは、市正にレレ手、それから、鯉川といふは、
六才立白、早来二才い手、か、二才の、新有と、ソレ

土不課長兼
市計画課長
(森田 猛君)
飯川公口

のちのていざい子
下
か二の
田積につ
き
子
は
能
川

(「解」と呼ぶ者あり)

蕭長田村匡雁君
日程才四請願才一
号福生沙水道耕舍

本件は、以下福生河水道村金問題特別委員会に属

二十番仲村国太郎登壇

三番(伊村国太郎) 本日委員長の欠席のため副委員の私

が代理に示し、本件につき補正説明した。示す。
去る三月十二日の水回り定例会に本件の請願提出が
あり、議会は二名の審議にあたり特別委員会を設置
し、審査検討せしむべしと、名簿も福生は水道村会
問題特別委員会とし、委員等十名と決め、構成員
に以下協議の結果、松本、中里、大野、川村、
中村、森田、田村、石川の各委員を指名、決定、
石川委員等のもとに発足し審議に入り示した。
本件請願の意とするところは昭和十二年定例会の水道
村会改正を下稿とし、本年四月一日の施行を延期し、
十分の説明を實施し、納得のいく解決をほかり、
かつ恒に反対の意思表示に示し、議会の誠意ある見
解を示さぬといふ旨の要望をほし、水道村会恒に反
対の請願が出され下稿の通りあり示す。よろしう議を
受け、担当委員会として示し、自來噴量等審議
を行ない、二の閣特別委員会を四回、視察を二回、



請願の岡田氏の多くの懇談会を一回實施し、諸般の
状況角度から検討を重ねる参り示した。
特に八王子市、小金井市、横濱市の三市の視察
の結果、考へられ示したことは従来の用途別村会制度
からは径別村会への移行の件でございし、三市
三様の形態があり、内容につき申しあげ示す。八王
子市は径、用途別併合、横濱市は用途別、小
金井市は径別であり示す。
三市ともに径別採用をふとした考へであり、かつ八王
子市、―――（議長と委員等打合せ）―――
途中であり、下りた天札したし示した。請願
審査報告を申しあげ示す。
（請願審査報告書附読）
三市ともに径別採用をふとした考へであり、
かつ八王子市、横濱市は近い将来に径別一本化にす
る考へで検討中であり示した。下水水道村会の値

上りについで三市とものに水資源の確保のため拡張工事
中であり、起債償還のため苦勞しつゝある値上げも
やむを得ないとし、八王子市が四十七%、
六十七、八%、小金井市が四十九、七%、
十四%に比べるより、高率でありす。福生市
が経営する水道事業におき旧村会などの予算
予算を執行するにおき、赤字発生は本年度か
ら生ずる二ととなり、飲料水確保のため、四、五
は起債の許可が赤字発生のため、得ない二とと
り、二と一下車でありす。数年的に申しあげす
すと四十七年度までに村会収入四億三千二百一十
必要経費は七億百七十四万、赤字が二億七千九十万
九千円となりす。二二におき村会の改定案が提
出され、議会はこれを修正し、不決したものであり、
二の修正が決の敷値にふりす。と村会収入は六億
二千四百五十万、二百二十万円の赤字が見え、示める二と

と存りす。二の赤字にたいして、すくも下水道の開
発が順調に進展した時のものであり、さうには分理
金の収入という意味もあり、また三多摩給水による
配分水の村会も見通しは判然とせず、起債の償還
にふつは昭和四十七年度までに元金で四千二百万円、
利子におきは一億七千四百万円も必要とされる。況下
であり、各自治体におき、村会改定による値上げ実施
に踏み切りざるを得ない点は、福生市と大同一である
二とを判断しつゝありす。本来水道の予算は覆力と
同性質のものであり、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
一本化の望みす。すくも理想とされるものであり、すくも
現行はその実施が、すくも得ない、其性質は、たいにあり、
村会に格差を生じている現状であり、二の原由は市
は村単位に企業経営とし、水利条件が異なり、
施設に投資する財源に差があるためであり、至近の
例といふに、すくも福生市といふ、小金井市の関係でありす。

二、わらの諸要素が重なる結果として、耕余改定がされて
いるのであり、下村、秋田県男鹿市の十立方米七百
四十石という算くべき耕余を知らずある現状もあり下
村、奥平村に於ては長野県諏訪市の八十石を
あるといふ二種であり下村。



✓

10

の請願とあり、当委員会に請願多数決の原則に従い本
請願に付くは下衆院と決定を見た不オマツていす。
正オマツのあり当委員会に水道事業の今後の運営がさ
に悪化を生ずるおそれがあること見、政府に好むは財政
上のマニエラ援助を申請すべきであらうと意見書の提出
すべきことの決定や、（委員会からの財政の許し限りにお
ける繰り出し金要望、再値上げの際は今次の経費を分
かん、慎重にすべきことの要望をいいたる等）のあり
す。
以上が三月の定例会には託せ受け審議と参りしに
当委員会の審査経過の概略であります。何とぞ諸
員各位におかれましては当委員会の審議のあとを三賢
察賜りまして採決の請願の五好四と慎重に直視した
すや住民のたうにすべき判断をくださるべきであらう
とありまして、既に通算でございまして、委員長の報告に
かえりていいたすす。

老幼相保
老幼相保
老幼相保

（「議長」と呼ぶ者あり）

○一番（伊東正太郎君） 二の請願に付くは下衆院の委員長
報告のとおり決定されるようお願ひいたしす。

（「賛成」「賛成」「異議あり」と呼ぶその他発言する者
多し）

○議長（田村匡雄君） 下衆院の動議は賛成者があり不立
に申しす。おほかりいたしす。下衆院の動議の
とおり異議ありせんか、

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（田村匡雄君） 二の請願がありまして、起立に
おき決

○議長（田村匡雄君） 下衆院の動議に賛成のオマツて
いす。コトろはんたふと呼ぶその他発言する者
多し。動議に賛成のオマツていす。

（賛成者起立）

○議長（田村匡雄君） 起立十七名であります。多数
であります。

議三十七
議三十八
議三十九
議四十
議四十一
議四十二
議四十三
議四十四
議四十五
議四十六
議四十七

謙亭田村匡雄君

に好する国の財政措置に對する意見書と豫題に供し示

島田謙介事務局長朗読

有胆

謙弓(用行匡雄君)

提案者から提案理由の説明をお願いします。

三番中村固不君登壇

三十者守國不君

二 指名がありし方の提挙理由の説

明子

戦後の文化生活の向上から上水道事業の普及を目指す

の
ア
子
下。

二が、地方自治体は常に施設の

張に
おめ
か

新季とて、 100% 起債等に依存して、 100% の

現狀に
 おか
 れて
 あり
 ます
 承知
 の
 上
 にお
 いて

リカ
アリ
手
下。

本来水道事業を行ふものにして、自ら

台本のみでは経費するものでなく、14歳以上一本

心の通達を理想とするものではないか。

現にほほど遠いものがあり下。
三におき現奥

水道事業経営を見る時、
拡張のために要した起債の

償還にあたり、
その償還年限の短
いために、
苦勞を要する。

現杯で、
至長擴張工事にあつては起債の好案として

冊に限りがあるために水道料金を値上げせざるを得

いニク等がありニハを放置するハより、その怪言を

變化させるのみで火を見るより明らかであり。カシ

現行の企業独立採算制を固持せしめると水道事業に常

改定を轉り返すことになり、地方自治体の格差を是正する。

五に行政の混亂を招来させる虞

因ヒモ存リテ 一の窮迫の狀態を排除する才業

そ何政不^カ上水道事業の公益と水道専供の我々
と利害を以て是實益と眼のより企業と利率のより

下ノ實子象輒曲の赤下、
 建設工事に好する

茂字刪除

国庫補助制度の確立ニシテ急務であらうと思ふものぐ
 あり示す。 二、承知のテウに工業用水はトシ当り五円
 以下に下りたい。 三、配電から国の助政策が構じられ
 る。 四、配電が国に直接関係ある。 五、飲料水の面では
 その配電が低く手落ちであり、 六、配電に遺憾と思はれるもの
 あり示す。 七、下りの示る長が朗読され示した意見書の内
 容につき示す。 八、是非とも實現を期したく自治法の定め
 と二に從い示す。 九、本件が議に示す。 十、何とぞの現
 在を直視し、 十一、本件が議に示す。 十二、本件が議に示す。
 賜り示す。 十三、お願ひしたし示す。 十四、提案理由の説明と
 したし示す。

議長(田村匡雄君) 二、これより質疑を行はしむ。

(二、議長「レ」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二、これより質疑を終結したし示す。

おはかりしたし示す。 議長(田村匡雄君) 三十七号は原案にあり
 決するに二議長あり示せんか。

(二、議長「レ」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。 三十七号は原案にあり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

(二、議長「レ」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 二、議長「レ」と呼ぶ者あり。

議長(田村匡雄君) 提案者より提案理由の説明を求めます。

(三十三番 岩田博君登壇)

三番(岩田博君) 二指名があり示したのを提案理由の説明を申しあげます。

大分県手取郡長が朗読したとおりでありまして、昭和三十一年の町村合併促進法の持列特限立法により当時人口三〇に達する新市が相当数誕生し今日にいたるに至り、二の町の平均に現在三〇を割る市が二十余あり、また五万未満の市も全県に二百六十余市におおはんといふ現状であります。二にひきかえ現在三〇以上の発展途上にある町村は全県に三十三村も数えられ、二の三十三村の人口は昭和四十一年の国勢調査時のものより、その後の増進統計によるものを合算すればさらに増しているものと考へらるるものであります。二におき現狀相通するゆへ同一に合し市制實現全は謝休会を結成し運動をすべく協議中であります。議会としましては決議をもちて

示し、一と示す新市誕生のため努力すべきであるとして存じます。

時あたかも明治百年に当り本年は意義深いものがあると思ひます。私が二に合さる申しあげるまでもなく、市制をひくことにより有形無形の事実ばかり知れたいものがあり、冒頭に申しあげましたとおり現況いかん理由があるといえども三〇以下の人口に達する市が存存三〇以上でも市と示したいゆへのかに多額あるが現狀を直視し受けねばならないと思ひます。二に示す行政格差の最大なるものといえ、政府せしめ自覚めさせ受けねばならぬと存する次第であります。私ども議員は常に住民の福祉向上と郷土の発展を祈るが故に、ある二とを求め二の意味におき本件を提出した次第でございます。

何とぞ議員諸氏におかれましては本件につき二番を賜らんことをお願い申しあげまして提案理由の説明を

岩田博

岩田博

二回建

(松本)

(一般質問)

(一般質問)

請一

明といたし下す。

議長(田村匡雄君) 二枚より質疑を行ないます。

(「是議正しと呼ぶ者あり」)

議長(田村匡雄君) 二枚に質疑を終結いたしました。

おぼかりにいたします。議案が三十九号は原案どおり決

するに二票ありませんか。

(「是議正しと呼ぶ者あり」)

議長(田村匡雄君) 二票議正しと認めます。おう議案が

三十九号は原案どおり決いたしました。

手決議正しした件については国会議員等には理事者

ともしも強かに運動を展開しようの實現を推進したと

思ひます。この承認をします。

議長(田村匡雄君) 日程が七議案が三十九号は原案どおり決

の設置および管理に関する条例を廃止する条例を議

題に供します。事務局長より議案の朗読をいたします。

下す。

(青山議事停長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 理事者から提案理由の説明を求めま

す。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) お許しをいただきます。議案が三十九号

について説明をいたします。

本提案の理由が二つあります。現在昭和三十九年福

生は条例が十六号をもちき定めたものは柳山のレスト

ハウスに関する設置および管理に関する条例が二つあ

ります。二枚を二の度のうちほど提案をしております。これは

泳場施設の二枚と二の施設の二枚と使用にいたします。ために

昭和三十九年の条例が十六号を廃止しようとするもので

あります。レストハウスを泳場の二画に取り入れます。

二枚が有効に活用をばかき参ります。どうかよろしく

本提案を二提案としてあげて説明にかえる次第でございます。

下す。

議長(田村匡雄君) 二枚より質疑を行ないます。

(二里謙正氏と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二枚に質疑を終結いたします。

おぼかりました。議長(田村匡雄君) 議案(三十九号)は、総務委員会

に付託し詳細は、議長を願うことによりたいたいと思ひます。

が二枚に二里謙正氏ありませんか。

議長(田村匡雄君) (二里謙正氏と呼ぶ者あり)

二里謙正氏と認めおろさうと云う次第にいたしました。

二里謙正氏の署名報告は、本会期中にお願いいたします。

議長(田村匡雄君) 日程(八)議案(四十号)福生は、印鑑条

の二部を改正する条例を議長に供します。事務局セ

る議案の朗読をいたさせます。

(青山謙正氏朗読) (省略)

議長(田村匡雄君) 理事者より提案理由の説明を求めます。

(助役(木田幸造君) 議長)

助役(木田幸造君) お許しをいただきます。議案(四十号)

につき、その提案理由の説明を申し上げます。

下。

本案は印鑑証明制度に現行にやめたい点を改め

る申請者の便宜をはかり、同時に印鑑簿等保

管を徹底的にいたします。事務停止を妨かることと

あることとあります。下、おぼかりました。

が、二枚に代理申請の場合の理由を証する書類は

現行では形式に過ぎずあり、また信託の注に

乏しく住居の手数をかけることだけとあります。

この二のオミスを改正いたします。消滅しうと

るもの、全般を改正いたします。

そのオミスを改正のオミスを例外規定として

します。本人確認の手段として別に定める証明を

書きに挿入したことにあります。二枚に本人が確

かき、登録の要件は、その他の保証は、いりないこと